

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	中之条町商工会（法人番号 7070005007746） 中之条町（地方公共団体コード 104213）
実施期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
目標	当地域の小規模事業者の多くは、地区内外の競合他社に需要を奪われ大変厳しい環境に置かれている。それぞれの小規模事業者が自社の「強み」を正確に理解し、「経営状況の分析」や「事業計画の策定」などを通じて他社との差別化を図ることを目標とする。それにより、当地域内の小規模事業者の販路拡大を図り売上・利益を確保する。
事業内容	<p>経営発達支援事業の内容</p> <p>3. 地域の経済動向調査に関すること 国のビッグデータである「RESAS」（地域経済分析システム）を活用し、当地区の経済動向を分析し、業種ごとの支援ニーズの把握に役立てる。また、経営指導員による地区内業況の調査を行い、「専門的な分析結果」「地域の経済・消費動向」等の情報提供を行う。</p> <p>4. 需要動向調査に関すること 「中之条町ふるさと交流センターつむじ」において観光客を中心とした来場客にアンケート調査を行い、需要動向を把握する。また小売業・サービス業においては「自店の来店客に対するアンケート調査」により把握・分析し、新たな製品の開発・サービスの向上などに役立てる。</p> <p>5. 経営状況の分析に関すること 小規模事業者が抱える問題点を整理し、経営課題を抽出するため、「財務分析」「SWOT分析」を実施し、個社の事業の方向性を明確にする。</p> <p>6. 事業計画策定支援に関すること 経営分析を行った事業者や「販路拡大に取り組む事業者」が、自社の課題に対し、主体的・計画的に事業計画策定に取り組むための支援を実施する。実現可能性の高い事業計画を作成、継続することにより、自社におけるPDCAサイクルの確立を目指す。</p> <p>7. 事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画策定後にきめ細かな巡回訪問を実施し、事業計画の達成を目指す。そのために、計画的なフォローアップを行う。</p> <p>8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 販路開拓に意欲のある小規模事業者に対し、地区内外で開催する展示会等出展に関する事前支援・事後フォローを通して、新たな需要の開拓を進める。</p>
連絡先	<p>【中之条町商工会】 住所 〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1 TEL：0279-75-2200 FAX：0279-75-2713 E-mail: info@nakanojo-shokokai.jp</p> <p>【中之条町 観光商工課】 住所 〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091 TEL：0279-26-7727 FAX：0279-75-6562 E-mail: kankoushoukou@town.nakanojo.gunma.jp</p>

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 当地域の現状及び課題

①現状

【立地】

中之条町は群馬県の北西部に位置しており、新潟・長野県に接する県境の町で、平成22年に六合村を編入し、現在面積は439.28平方キロメートルあり、県内では、みなかみ町、高崎市、沼田市に次いで県内4番目の大きさである。

地形は、森林が面積の8割以上を占め、神秘的な野反湖、貴重な高山植物の宝庫である芳ヶ平など自然美に恵まれている。また、盆地・河岸段丘・丘陵地などがみられる変化に富んだ景観を形成している。

気候は、山間地で標高差があるため、地域的な格差はあるが、山に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっている。

山林が広く平坦地が少ない本町にあって、南部は比較的平坦で古くから市街地が形成されるなど、町だけでなく吾妻郡の政治、経済、文化、交通の中心として発展してきた。北部は、風光明媚な三国山系の高峰がそびえており、上信越高原国立公園に指定されている。



【人口】

当地区の令和2年の人口は15,396人、世帯数は、6,350世帯となっている。

年齢別の人口割合については、生産年齢人口（15才以上65才未満）は減少傾向となっている。令和元年における生産年齢人口は7,841人であり、人口に占める割合は50.4%である。一方、地区内の高齢化が進み、令和元年における65才以上の人口に占める割合は40.6%、平均年齢は54.5才となっている。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口	17,097	16,850	16,572	16,222	15,918	15,585	15,396
世帯数	6,603	6,529	6,498	6,513	6,503	6,505	6,350

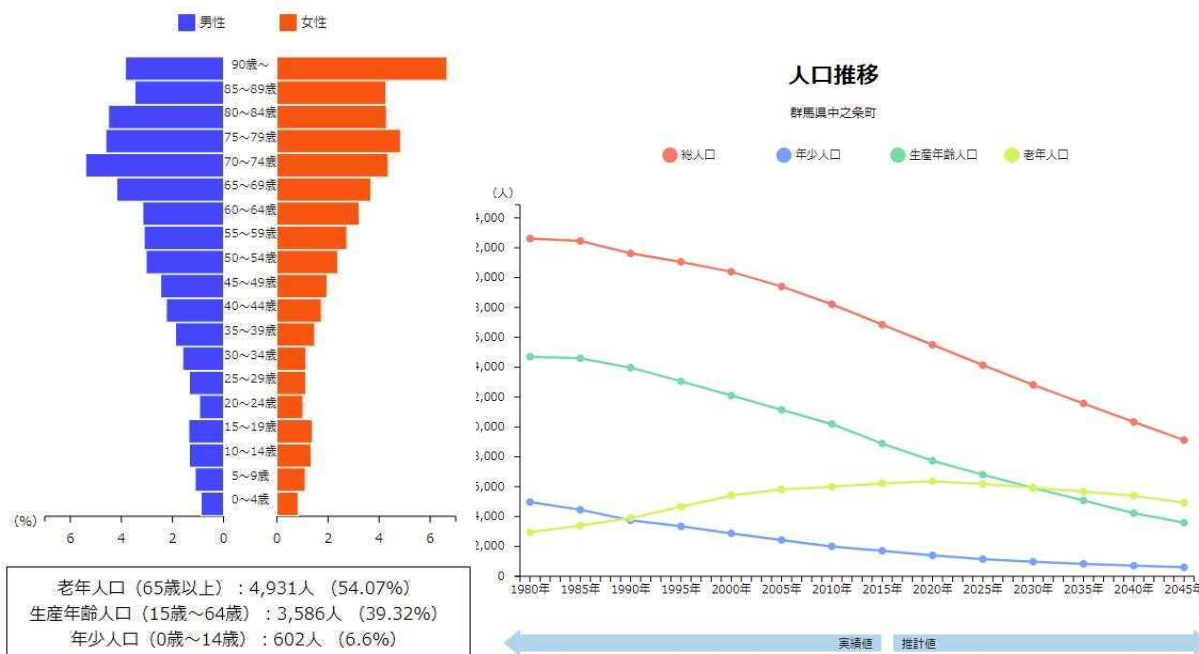
(出典：群馬県統計情報提供システム：県移動人口調査)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
15才未満	1,733	1,709	1,628	1,560	1,494	1,409
15才未満の割合	10.2%	10.2%	9.8%	9.6%	9.4%	9.0%
15～64才	9,120	8,894	8,648	8,348	8,100	7,841
15～64才の割合	53.5%	52.8%	52.3%	51.5%	50.9%	50.4%
65才以上	6,201	6,227	6,269	6,290	6,314	6,321
65才以上の割合	36.4%	37.0%	37.9%	38.8%	39.7%	40.6%
平均年齢	52.5	52.7	53.2	53.6	54.0	54.5

(出典：群馬県統計情報提供システム：年齢別人口統計調査)

また、当地区の高齢化は今後も進行するものと予想されており、RESAS（地域経済分析システム）

によると、2045年には65才以上の割合は54.07%となる一方、生産年齢人口の占める割合は39.32%に低下すると予想されている。



【産業】

令和2年度の当地区における商工業者総数は823事業者、うち小規模事業者数は710者となっている。小規模事業者数は商工業者総数の86.3%を占めておりその割合は高い。商工業者総数・小規模事業者数ともに減少傾向となっており、平成24年と比較し商工業者数は29.9%の減少、小規模事業者数は26.0%の減少となった。当地区の人口減少や高齢化を考慮すると、全業種が今後も減少基調で推移するものと考えられる。

令和2年度における業種別事業所数は小売業の占める割合が最も高く22.7%となっている。次いで飲食店・宿泊業21.1%、サービス業18.1%の順である。また、業種別の事業者数推移では、すべての業種が減少傾向となっている。

中之条町の商工業者・小規模事業者の推移（商工会の概況より）

		平成24年	平成28年	令和2年
商工業者総数		1,174	963	823
小規模事業者数		959	840	710
内訳	建設業	199	158	128
	製造業	76	64	63
	卸売業	32	32	24
	小売業	331	223	187
	飲食店・宿泊業	187	182	174
	サービス業	205	162	149
	その他	144	142	98

【交通】

JR 吾妻線や国道 145 号及び 353 号、主要地方道など吾妻郡の大動脈が東西に走っており、首都圏まで 150km の本町は、鉄道では特急で 2 時間 10 分、道路では関越自動車道を利用して 3 時間の位置にある。さらに現在、渋川市と吾妻郡、長野県東御市を結ぶ「上信自動車道」の建設が進められており、2020 年 6 月に、渋川市の金井 IC から、東吾妻町の箱島 IC までの約 7.2km が部分開通した。今後、関越道の渋川伊香保 IC（群馬県渋川市）から群馬県吾妻地域および八ッ場（やんば）ダムを経て、上信越道の東部湯の丸 IC（長野県東御市）へ至る計画延長およそ 80km が開通することにより当地区へのアクセスは飛躍的に向上することが期待されている。

【観光資源】

六合地区には野反湖、チャツボミゴケ公園やラムサール条約登録地である芳ヶ平湿地群等の多くの自然が残されている。「日本で最も美しい村」には、六合地区と中之条伊参地区の 2 か所が承認されており、当地区では里山の特徴を前面に出し、「山の中の小さくて大きい映画祭」として伊参スタジオ映画祭を開催している。また、2 年に 1 回開催される「中之条ビエンナーレ国際現代芸術祭」においては、多くの芸術家が町内を彩り多くの観光客を魅了している。温泉地として、上州三名湯に数えられる四万温泉、草津温泉の仕上げ湯として知られる沢渡温泉、川底から温泉が湧き出る尻焼温泉などがある。

【特産品】

当地区の特産品としては、米（花ゆかり）・地酒・ワイン・コンニャク・みそ・そば・漬け物・薬草・花木・りんごなどがある。

【中之条町総合計画第 6 次構想 中之条町まちづくりビジョン（2016 年度～2025 年度）からの引用】

「中之条町総合計画第 6 次構想」「2 基本構想」「2-5 6 つの重点目標」や「3 基本計画」「3-3 重点目標 2「産業の振興」に関する施策」「3-4 重点目標 3「交流人口の増加」に関する施策」において以下の方針が記載されている。

「2-5 6 つの重点目標」

産業の振興として、産業構造の多様化、後継者不足による高齢化などが進む中、主要産業である農林業・商工業の活性化が必要です。

そのためには、町内業者の育成、廃校舎や空き家を活用した企業の誘致、起業支援策の充実による都市部からの人材確保を進めるとともに、観光客の呼び込み、ふるさと納税制度の活用やプレミアム付商品券など消費拡大による商業の活性化を促します。

豊富な森林資源を活用した木質ペレットの普及や木炭の製造、農産物の六次産業化・ブランド化などによる事業拡大に伴う雇用の創出と所得の増大を図り、定住促進に寄与するとともに、次代の担い手となる新規就農者、林業従事者の受け入れによる耕作放棄地の減少、森林の保全を進め、農林業の活性化を図ります。

また、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消を進め、持続可能な循環型社会の実現を図り、二酸化炭素の削減等自然環境への負荷を抑制します。

「3-3 重点目標 2「産業の振興」に関する施策」

（1）重点施策 2-②の内容

目的	地域資源を活用した農林業の復興と環境の整備	
	手段1	木質ペレットの普及や木炭の製造など豊富にある森林資源の活用を促進し、若年層の雇用の場を確保するとともに、林業従事者の呼び込みを推進する。
	手段2	すでにある農産物の品質向上と新たな特産品の掘り起しを促進し、ブランド化を進め、付加価値による所得の増大、販路の開拓を図る。
	手段3	新規就農希望者を受け入れ、担い手の確保、耕作放棄地対策を推進する。
	手段4	農業者の所得向上に資するため、農地の流動化を図り、農業用施設の健全な保全、計画的なインフラの整備を推進する。
	手段5	太陽光、小水力、木質バイオマス等再生可能エネルギーの活用を進め、地球温暖化防止や低炭素社会、持続可能な循環型社会の実現を図り、二酸化炭素の削減等自然環境への負荷を抑制する。

「3-4 重点目標 3 「交流人口の増加」に関する施策」

(1) 重点施策 3-①の内容

目的	地域の魅力の発信など、観光によるまちづくりの推進	
	手段1	中之条ビエンナーレ、中之条まちなか5時間リレーマラソンなどの誘客事業を磨き上げ、地域の魅力として広く発信する。
	手段2	観光案内の多言語化など、国際的な観光振興を図り、地域資源を活用した着地型ツアーの造成を支援する。
	手段3	記者招待会や旅行代理店、出版社等へのフォローアップなどメディアとの連携を図り、イベント情報の発信やツアーの企画立案を推進する。

②課題

【現在の状況】

当地区の産業は、米、こんにゃく、野菜、果樹など色々な農産物が生産される農業、広大な山林を基盤とする林業、吾妻郡内一円を商圈としている商業、製糸や製材から電気機器製造・機械金属部品製造へと主業種が移行している製造業、四万・沢渡・尻焼などの温泉観光業が、主要産業として営まれている。しかしどの産業においても事業者数の減少や後継者不足に直面している。また、令和2年3月から流行が始まった新型コロナウイルスによる影響は、地区内の小規模事業者に大きな打撃を与え、特に飲食業・観光業の落ち込みが激しい状態である。

【産業別の状況と課題】

どの業種も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている。今後の感染状況を見据え「ウィズコロナ」「新しい生活様式」に対応した事業展開を考えていくことが課題である。

業種	状況と課題
観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍以前の中の条町の観光入込客数はほぼ横ばいで推移していた。隔年で開催される「中之条ビエンナーレ」の効果もあり、令和元年には1,422千人の観光客が訪れている。地区内の代表的な温泉地である「四万温泉」についても、JR東日本のCM効果により令和元年は観光客数が急増した。しかし、その後の新型コロナウイルスの影響により観光客数は激減している。 ・ 上記を勘案した課題として、「観光情報などの発信力の強化」「特徴のあるサービスの提供」「後継者の育成」などが上げられる。
商業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少や事業主の高齢化による店舗の閉鎖などにより中心商店街の空洞化が進んでいる。また、近隣的大型店舗（ヤオコー中之条店・マル

	<p>エドラッグ中之条店・ヤマダ電機中之条店など)への買い物客流出も著しい。また、ネット通販の利用も広がり、店舗に足を運ばずに商品を購入する消費者も増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食業については、四万温泉などの観光地に訪れる観光客を対象とした店舗も数多く、コロナ禍における観光客の激減により売上減少に陥っている。 ・デジタル化が進んでおらず、顧客管理・数値管理(売上・経費など)が旧態依然のままであり効率化されていない。今後求められる「DX(デジタルトランスフォーメーション)」への取り組みについての体制が整っていない。 ・上記を勘案した課題として、「個性的な店舗による集客数アップ」「観光客の誘致」「ITを活用した販売促進」「後継者の育成」などが上げられる。
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数が20名近くいるなど、ある程度の規模の事業者は後継者がいることが多いが、従業員数が5名以下の小規模事業者は後継者がいないケースが多い。このため経営者の高齢化が進んでいる。後継者がいない小規模事業者であっても尖った技術・技能を持っている事業所は多い。これらの技術・技能の承継が課題となる。 ・小規模事業者は、中小企業者や大企業に比べて、営業力・提案力・情報発信力が弱い場合が多い。そのため、自社の製品や技術をPRできず、新たな販路開拓が難しくなっている。 ・必要な設備投資が進んでおらず設備の老朽化などにより労働生産性が低い事業者も多い。 ・生産システムや経理処理などを中心に、デジタル・ITを活用している事業者は多い。しかし、それらの技術を活用し業務そのものを変革する「DX」に取り組んでいる事業者はほとんど存在しない。 ・上記を勘案した課題として、「ものづくり基盤の強化」「生産工程の効率化による労働生産性の向上」「地区内外への独自技術などの情報発信」「後継者の育成」などが上げられる。
建設業	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業については、人口減少や高齢化にともない住宅着工件数は減少傾向となっている。その一方、今後は高齢化にともなうバリアフリー化工事などのリフォーム需要が期待できる。中之条町においても「住宅リフォーム補助事業」として補助金による支援を実施している。 ・製造業と同様に、家族経営的で小規模な事業所は廃業の方向に向かっていている。また、「きつい」「汚い」「危険」のいわゆる3Kのイメージを持つ若者が多く、職人不足は深刻化している。しかし、ICTの導入により仕事の効率化を進める事業者、また建設業のみに依存せず、異業種へ進出してリスク回避に対応している事業者も存在する。そのような事業者へのフォローアップが課題となる。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興の在り方

①10年程度の期間を見据えて

当地区の少子高齢化などによる需要の減少により、地元住民を主な顧客とする小規模事業者が減少していくという大きな流れは変えられないと考えられる。しかし、このような厳しい状況においても、小規模事業者が継続的な発展を達成するためには、積極的に活動する小規模事業者、いわゆる「販路拡大に取り組む事業者」を重点的に支援していく必要がある。今後中之条町を牽引していくために、経営計画や事業計画を策定してPDCAを回しながらもう一段階上のステージへ移行していく支援が必要となる。

また、「ネット市場の拡大」「労働生産性の向上」「DXによる経営変革」に対応するため、小規模事業者であってもデジタル化を進めていくことは不可欠である。いわゆる経営資源の「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「情報」に「データ」を追加してデジタルトランスフォーメーションを推進していく。

②「中之条町総合計画第6次構想」との連動性・整合性

「施策6-2 商工業の振興」との整合性

「中之条町総合計画第6次構想」の「2-5 6つの重点目標」において、「産業の振興として、産業構造の多様化、後継者不足による高齢化などが進む中、主要産業である農林業・商工業の活性化が必要です」と記載されている。また、「3-3 重点目標2「産業の振興」に関する施策」においては「誘客事業、新規出店者支援、感謝券やプレミアム付商品券など消費拡大施策により、町内事業者の活性化を促進する」と記載されている。「3-4 重点目標3「交流人口の増加」に関する施策」には、「中之条ビエンナーレ、中之条まちなか5時間リレーマラソンなどの誘客事業を磨き上げ、地域の魅力として広く発信する」と記載されている。当発達支援計画においても、地区内の「小規模事業者の魅力づくり」を通して、上記の目標を達成することを考慮している。

③中之条町商工会としての役割

当商工会は、昭和28年社団法人中之条町商工会として発足し、昭和35年商工会法制化とともに設立され、以来地域の総合経済団体として、地域経済の発展・振興に尽力してきた。また、平成29年度から取り組んだ経営発達支援計画に基づき、小規模事業者に対し、さまざまな伴走型支援を実施してきた。このように、商工会は地域に密着した総合経済団体であり、小規模事業者に対する支援機関として、行政や金融機関、他の支援機関、専門家等と連携し、小規模事業者のコーディネーターとして課題解決に取り組むといった事業者に寄り添った支援体制が求められている。一方で、小規模事業者の経営課題は広範囲かつ高度化しており、その支援を実行する経営指導員等の支援能力向上とスキルアップが重要となっている。各自の支援能力の向上を進めるとともに支援データの情報共有を図り、商工会が一体となった支援体制を強化していく。

当商工会の役割は、これまで培ってきた「信頼」「実績」を生かし、経営者から問題点・悩みを直接ヒアリングし、「新たな需要の開拓」「新商品・新サービスの開発」「売上・利益の向上」等の経営課題の解決支援に取り組むことである。

(3) 経営発達支援計画の目標

本計画では、小規模事業者の持続的発展を支援する「身近な相談相手としての商工会」を実現するため、支援体制の構築と支援内容の見直しを行う。当地区内の小規模事業者がこの地で定着し、自立できるよう伴走型支援を行うために次の目標を掲げる。

- ①経営に対する現状分析を促し、PDCAサイクルを定着し計画経営を実現させる
- ②「販路拡大に取り組む事業者」への積極的な支援を実施する
- ③ネットを活用した情報発信支援により、新たな需要を獲得する

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間

令和4年4月1日～ 令和9年3月31日

(2) 目標の達成に向けた方針

①経営に対する現状分析を促し、PDCAサイクルを定着し計画経営を実現させる

地域動向調査により、事業者の支援ニーズと課題を把握する。次に、経営分析の重要性を説明し、実施する事業者の掘り起こしを行う。経営分析を行った事業者や「販路拡大に取り組む事業者」に対して、実現可能性の高い事業計画策定支援を実施する。事業計画を確実に達成するために、事業計画策定者すべてを対象にフォローアップの充実を図り、フォローアップにより得られた経

営情報をもとに、事業の進捗状況に応じた支援を行う。それらを継続的に伴走型で支援することにより、小規模事業者が自らPDCAサイクルを回し、事業を推進することを目指す。

②「販路拡大に取り組む事業者」への積極的な支援を実施する

小規模事業者数の減少が避けられない状況の中で、「販路拡大に取り組む事業者」への積極的な支援を実施する。当地区には、独自の技術やサービスを持ち「販路拡大に取り組む事業者」も少なくない。そのような事業者に対して、「事業計画策定支援」「販路開拓支援」「専門家派遣」などを積極的に行い、地元企業のリーダーとして育て上げる。

③ネットを活用した情報発信支援により、新たな需要を獲得する

小規模事業者の多くは、大企業と比較し、営業力・情報発信力が乏しい。人的資源や資金力に劣る小規模事業者が、効率的な情報発信を行うには、ネットを活用することが必要となる。当商工会において、そのような小規模事業者の商品・サービス・技術などの情報発信を支援し、地区内外の新たな需要の獲得を図る。

経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

地域の産業の状況や経済動向については、一定時期ごとに変化の実態を迅速かつ的確に収集・提供することを目的に全国商工会連合会が実施している「中小企業景況調査」を過去においては実施していたが、現在は調査対象地区から外れ、実施していない。現在は、「経営指導員の巡回訪問」「窓口相談時の情報収集」「セミナー参加者へのアンケート」などにおいて個別に状況を聞く程度である。これらのヒアリングにおいて地区内のある程度の経済動向は把握できるものの小規模事業者に対しての的確な支援を行うためには不十分であった。

今後は、経営指導員が実施する巡回時の個別ヒアリング等の他に、国が提供するビッグデータなどの有効活用を進め、「事業の方向性の明確化」「事業計画作成」に役立てることが課題となる。

(2) 目標

	公表方法	現状	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域の経済動向分析	HP掲載	未実施	1回	1回	1回	1回	1回
②経営指導員による聞き取り調査	HP掲載	未実施	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 事業内容

①地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）

国が提供する「RESAS（地域経済分析システム）」を活用し、効率的な経済活性化を目指すため、産業特性ごとに「稼ぐ力」の把握と効率性の観点から現状分析を行い、年1回商工会のホームページに掲載し公表する。

【調査手法】

- ・経営指導員が「RESAS」を活用し、当地区の経済動向分析を行う。

【調査項目】

- ・「地域経済循環マップ」「生産分析」により、何で稼いでいるかを分析する。

- ・産業特性ごとに「事業所数」「出荷額」を把握し、課題を分析する。
- ・「まちづくりマップ・From-To分析」を行い、人の動きなどを分析する。
- ・「産業構造マップ」により、産業別の現状を分析する。

RESAS 滞在人口の月別推移（群馬県中之条町）



②経営指導員による聞き取り調査

経営指導員の巡回時や窓口相談・セミナー開催時などに小規模事業者から景況感や需要動向・経営課題・問題点などのヒアリングを行い、その結果を業種別・項目別にまとめ「地区内景況レポート」として整理し、地区内の小規模事業者の事業計画作成時などの基礎資料として活用する。

【調査対象】地区内小規模事業者 100 社（製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業から 20 社ずつ）

【実施回数】年 1 回（8 月～12 月実施 経営指導員の巡回による聞き取り調査）

【調査項目】売上高増減・利益率増減・資金繰り状況・設備投資の有無など

【分析手法】業種別・項目別などに集計し「地区内景況レポート」として分析

（4）成果の活用

調査結果については、商工会の HP に掲載し、広く地区内事業者に周知する。

経営指導員が、小規模事業者の現状分析を実施する場合の「外部環境分析」の基礎資料として活用し、事業計画策定支援に結び付ける。

4. 需要動向調査に関すること

（1）現状と課題

これまでは、独自の需要動向調査は特に行わず、小規模事業者からの相談に応じて国、県等の家計調査 や統計調査データを情報提供するにとどまっていた。しかし、小規模事業者が需要動向を的確に捉えることが実現可能性の高い事業計画を策定する上で重要となる。一方、小規模事業者自らが、変化している外部環境や業界の市場動向を的確に把握することは難しい。

このことから、業種ごとの専門的な情報調査機関のデータや個社に役立つ生きたデータをどのように集め、個社に提供できるかが課題である。

(2) 目標

支援内容	現状	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①観光関連事業者のためのアンケート調査	0	年1回 2者	年1回 2者	年1回 3者	年2回 4者	年2回 4者
②自社におけるアンケート調査支援対象事業者数	0	2者	2者	2者	2者	2者

(3) 事業内容

①「中之条町ふるさと交流センターつむじ」におけるアンケート調査

当地区の情報発信拠点である「中之条町ふるさと交流センターつむじ」において、地区内の飲食業を対象に、観光客がどのような商品・サービスを望んでいるのかについてのアンケート調査を行う。当地区の特産品である、米（花ゆかり）・地酒・ワイン・コンニャク・みそ・そばなどを活用した新メニューの開発などの参考とする。また、分析結果を事業計画に反映させる。

【サンプル数】

来場者 500 人/者

【調査手段・手法】

「中之条町ふるさと交流センターつむじ」の来場者数が増加する 5 月・10 月に、来場者アンケートを実施する。当地区内の飲食店が開発した新メニューなどの試食会を実施し、その感想などをアンケート調査票に記載してもらう。

【分析手段・手法】

調査結果については、経営指導員が分析を行う。また、詳細な分析が必要な場合や事業者の特性に考慮しなければならない場合などについては、専門家に依頼し報告書を作成する。

【調査項目】

①商品の味 ②見た目・色 ③食感 ④香り ⑤販売価格 ⑥商品パッケージ など

【分析結果の活用】

分析結果については、経営指導員（もしくは分析した専門家）が直接事業者に分析結果をフィードバックし、商品や提供するサービスの需要把握や商品の改良などに活用する。

②自店舗におけるアンケート調査

小売業・サービス業・宿泊業などの事業者にとって、消費者の需要動向を把握するには、自店に来店する顧客へのアンケート調査を行うことがもっとも現状に則した調査となる。

【サンプル数】

来店顧客 100～200 人（調査期間 1 ヶ月）

【調査手段・手法】

自店への来店客にアンケート調査票を手渡し記入してもらう。アンケート調査への協力を促すため、サンプル品などの粗品を用意する。

【分析手段・手法】

調査結果については、経営指導員が分析を行う。また、詳細な分析が必要な場合や事業者の特性に考慮しなければならない場合などについては、専門家に依頼し報告書を作成する。

【調査項目】

①年齢 ②居住地 ③いつも買う商品 ④味 ⑤価格 ⑥購入目的 ⑦気に入っているサービス ⑧来店頻度 ⑨接客対応 など

【分析結果の活用】

分析結果については、経営指導員（もしくは分析した専門家）が直接事業者に分析結果をフィードバックし、自店の商圈や顧客ニーズの把握に努める。また、店舗レイアウトの見直し、接客対応の改善などにも役立てる。

(4) 成果の活用

アンケート調査の実施支援における成果の活用については、当該事業者の今後の商品開発や既存商品の改善や接客サービスの向上などに役立てる。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

現状、当商工会においては、小規模事業者の経営状況の分析は、マル経などの金融支援や各種補助金の申請書作成時において実施している。しかし、経営状況の分析を行うことの重要性については小規模事業者へ積極的に働きかけてこなかった。

上記相談業務において、経営状況の分析を行っていたが、詳細な分析までは不十分であったため、必要に応じて専門家等を活用し、より詳細な分析を行っていくことが重要となる。また、経営状況の分析を行い、現状認識し、自社の事業計画策定を実施していくことの重要性を理解してもらえるように周知していくことが課題である。

(2) 目標

支援内容	現状	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経営状況分析の掘り起こし のための訪問事業者数	10	15	15	15	20	20
経営分析事業者数	5	7	8	8	9	9

(3) 事業内容

①経営指導員巡回時などにおける経営分析の実施

融資相談や補助金申請、決算申告などの窓口や巡回相談時、各種セミナー開催時に、事業計画策定による経営改善の提案を行い、「経営状況の分析」が必要であることを説明することにより対象事業者の掘り起こしを行う。

②経営分析の内容

事業規模や業種により分析内容は異なるが、概ね下記の項目を分析する。

【対象者】

巡回・金融相談・補助金申請・各種セミナー開催時の来場者

【分析項目】

定量分析である「財務分析」と定性分析である「非財務分析」の双方を行う。

財務分析：直近3期分の収益性、生産性、安全性および成長の分析

非財務分析：下記項目について、事業者の内部環境における「強み」「弱み」、事業者と取り巻く外部環境の「機会」「脅威」を整理する。

【分析手法】

経済産業省の「ローカルベンチマーク」、中小機構の「経営計画つくるくん」などのソフトを活用し、経営指導員が分析を行う。非財務分析についてはSWOT分析のフレームで整理し、クロスSWOT分析を行う。また、必要に応じて専門家（中小企業診断士など）に支援を依頼する。

(4) 分析結果の活用

分析結果は、当該事業者にフィードバックし、「事業者の現状認識」「問題点・課題の整理」「事業の方向性の明確化」に役立てるとともに、事業計画策定支援における基礎資料とする。また、各データは事業所ごとに整理・保管し、データベースとして共有することにより、経営指導員等のスキルアップに活用する。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

事業計画策定支援に関しては、マル経などの金融支援や各種補助金の申請書作成時において行

っている。そのため、多くの事業者にとって、事業計画策定は資金調達や補助金獲得のための手段として認識されている。

上記の状況を考慮すると、事業計画策定の意義や重要性を説明し、事業者の現状に即した事業計画作成が課題となる。

また、変化する事業環境に対応するため「デジタル・ITを活用した事業変革（DX）」に取り組まなければならない事業者も多い。そのような事業者に対しての支援も課題となる。

(2) 支援に対する考え方

最初に、事業計画の意義や重要性について小規模事業者に理解してもらう必要がある。そのうえで、各事業者が具体的で実現可能性の高い事業計画を作成し、それに沿って事業を展開することにより、持続的な発展を継続することが可能となる。具体的には、経営分析を行った事業者の9割程度の事業計画策定を目指す。併せて、小規模事業者持続化補助金やものづくり補助金などの申請を契機として経営計画の策定を目指す事業所の中から、実現可能性の高いものを選定し、事業計画策定につなげていく。また、事業計画は1年だけではなく継続的に作成し、問題点・課題の改善を行っていくことにより、PDCAサイクルを定着させる。

事業計画の策定前段階において「デジタル・ITを活用した事業変革（DX）」に向けたセミナーを行い、小規模事業者の競争力の維持・強化を目指す。

(3) 目標

支援内容	現状	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
DX推進セミナー回数	-	1	1	1	1	1
事業計画策定セミナー開催回数	0	1	2	2	2	2
事業計画策定事業者数	5	6	7	7	8	8

(4) 事業内容

① 「DX推進セミナー」の開催

DXに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にDXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組を推進していくためのセミナーを開催する。

【募集方法】

参加者の募集については、会員事業者に限定することなく、「当商工会HPからの情報発信」「地区内へのセミナー開催チラシの配布」などを実施し、積極的な参加を促す。

【実施回数】

1回/年

【日程】

2時間

【講師】

専門家（ITコーディネーター・中小企業診断士など）

【参加者】

業務のデジタル化・IT化がある程度進んでおり、それらを活用した「事業変革」に取り組む予定の事業者。

【カリキュラム】

テーマ	講義内容
DX推進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○DX総論・DX関連技術について ○DXの具体的な活用事例 ○クラウド型顧客管理ツールの紹介 ○SNSを活用した情報発信方法 ○ECサイトの利用方法

【専門家の派遣】

セミナーを受講した事業者の中から取り組み意欲の高い事業者に対しては、経営指導員等による相談対応・経営指導を行う中で必要に応じて IT 専門家の派遣を行う。

② 「事業計画策定セミナー」 の開催

経営指導員や専門家が経営分析を行った事業者や「販路拡大に取り組む事業者」、各種セミナーへの参加を契機に経営分析を行った事業者などを対象とした「事業計画策定セミナー」を開催する。

【募集方法】

参加者の募集については、「当商工会 HP からの情報発信」「地区内へのセミナー開催チラシの配布」などを実施し、積極的な参加を促す。

【実施回数】

1～2 回/年

【日程】

2 時間×2 日

【講師】

専門家（中小企業診断士・税理士など）

【参加者】

経営分析を行った事業者・需要動向調査を行った事業者・事業計画策定（創業計画・事業承継計画・経営革新計画なども含む）を目指す事業者

【カリキュラム】

テーマ	講義内容
1 日目 「事業計画の意義と作成手順」	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画策定の意義と重要性について ・事業計画の作成手順について ・経営理念の作成方法
2 日目 「自社の事業計画策定」	<ul style="list-style-type: none"> ・環境分析（SWOT 分析）の考え方と実践 ・クロス SWOT 分析による経営戦略の構築 ・行動スケジュールの設定 ・数値計画（売上・経費など）の作成

【専門家の派遣】

セミナーを受講した事業者の中から取り組み意欲の高い事業者に対しては、経営指導員等による相談対応・経営指導を行うとともに必要に応じて専門家（中小企業診断士・税理士など）の派遣を行う。

③ 事業計画の策定支援（専門家の派遣等）**【支援対象】**

- ・経営分析を行った事業者
- ・「DX 推進セミナー」「事業計画策定セミナー」の参加者

【手段・方法】

「DX 推進セミナー」「事業計画策定セミナー」の参加者に対し、経営指導員が担当制で対応し、必要に応じて外部専門家（中小企業診断士・税理士など）の支援を仰ぎながら、具体的で実現可能性の高い事業計画を策定する。また、専門家（中小企業診断士等）による個別相談会を実施し、小規模事業者の事業計画作成を支援する。

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること**(1) 現状と課題**

これまで行ってきた事業計画策定後の実施支援については、公的融資や補助金申請等により義務付けられる対象者に対し形式的に行う場合や事業者からの相談があった場合に対応するという程度であった。

今後は、事業計画を策定した事業者に対する計画的で継続的なフォローアップを行う体制づく

りや事業計画策定後に新たに生じた経営課題や状況の変化に対応する事業計画の修正を実施することが課題となる。

(2) 支援に対する考え方

事業計画を策定した全ての事業者を対象とし、原則として4半期に1回のフォローアップを実施するが、事業計画の進捗状況等により、訪問回数を増やして集中的に支援すべき事業者と、ある程度順調と判断し訪問回数を減らしても支障ない事業者を見極めた上で、フォローアップ頻度を設定する。

(3) 目標

支援内容	現状	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フォローアップ対象事業者数	5	6	7	7	8	8
頻度(延べ回数)	15	36	40	40	44	44
毎月1回	-	2	2	2	2	2
4半期に1回	-	2	3	3	4	4
年2回	-	2	2	2	2	2
売上増加事業者数	1	1	1	2	2	2
利益率1%以上増加事業者数	1	1	1	2	2	2

(4) 事業内容

事業計画策定を行った事業者を対象として、担当経営指導員が、「事業の方向性」「問題点・課題」「事業計画のチェックポイント(売上・利益など)」を「フォローアップシート」にまとめ、策定した計画が着実に実行されているか、定期的かつ継続的にフォローアップを行う。

その頻度については、基本的には4半期に1回のフォローアップを実施するが、事業が順調に推移している事業者に対しては年2回の訪問とする。一方、創業者や資金繰りの悪化などにより事業に支障をきたしている事業者などについては、毎月1回の訪問を実施する。

また、新たな経営課題が発生した事業者に対しては、経営指導員の訪問時に十分なヒアリングを行い、その把握に努め具体的な改善案について提案し、必要に応じて専門家を派遣するなど専門的な指導・助言を行う。

なお、進捗状況が思わしくなく、事業計画との間にズレが生じていると判断する場合には、他地区等の経営指導員等や外部専門家など第三者の視点を必ず投入し、当該ズレの発生要因及び今後の対応方策を検討の上、フォローアップ頻度の変更等を行う。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

地区内の人口・世帯数の減少や高齢化などから当地区内での需要は減少傾向である。当商工会においては、地区外からの需要を取り込むため、県内外への展示会・商談会への出展紹介を行ってきた。しかし、小規模事業者の中には展示会・商談会に出展するための人手や時間を割けない事業者も多い。また、独自の技術やサービスを持っているにもかかわらず、それらの情報発信を全く行っていない事業者もいる。特に、IT技術やWebを利用した販路開拓等のDXに向けた取組が進んでおらず商圏が近隣に限られた範囲にとどまっている。新たな販路開拓にはDXの推進が必要であるということを理解・認識してもらい、取組を支援していく必要がある。

(2) 支援に対する考え方

ネットを活用した新たな需要の開拓を支援するとともに、引き続き県内外で開催される既存の展示会への出展を目指し、出展事業者の人的支援、出展期間中の陳列・接客などのきめ細やかな伴走支援を行う。また、商工会のHPにおいて、小規模事業者の事業情報を掲載することにより、

新たな需要の開拓を促進させる。

DXに向けた取組として、データに基づく顧客管理や販売促進、SNS情報発信、ECサイトの利用等、IT活用による営業・販路開拓に関するセミナー開催や相談対応を行い、理解度を高めた上で、導入にあたっては必要に応じてIT専門家派遣等を実施するなど事業者の段階に合った支援を行う。

(3) 目標

支援内容	現状	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①PR動画の作成事業者数	-	3	4	5	5	5
売上増加率/者	-	10%	10%	10%	10%	10%
②SNS活用事業者数		5	6	7	8	10
売上増加率/者	-	10%	10%	10%	10%	10%
③ECサイト利用事業者数		3	3	3	3	3
売上増加率/者	-	10%	10%	10%	10%	10%
④自社HPの開設支援事業者数		3	4	5	5	5
売上増加率/者	-	10%	10%	10%	10%	10%
⑤県内外展示会への出展支援事業者数	-	2	3	3	3	3
内商談件数	-	2	2	2	3	3
内契約数	-	1	1	1	2	2
⑥商工会HPによる情報発信	-					
新規掲載事業者数	-	5	5	5	5	5
内利益率1%以上件数	-	2	2	2	2	2

(4) 事業内容

①観光客集客のためのPR動画の作成

地区外からの観光客を誘客する必要がある事業者（宿泊業・サービス業・飲食業など）が集客向上を図るためのPR動画の作成を支援する。事業者の「強み」やストアコンセプト、商品・サービスの紹介などを3分ほどの動画にまとめ集客のツールとして活用する。作成した動画はYouTubeへのアップや地区内外のイベントでの上映などを積極的に行い新たな需要の開拓に役立てる。

②SNSの活用

現状の顧客が近隣の商圈に限られていることから、より遠方の顧客取込のため、事業者（小売・サービス業）が取り組みやすいSNSを活用し、宣伝効果を向上させるための支援を行う。

③ECサイト利用（BtoC）

小売業を中心に、楽天やYahooが運営するショッピングサイト等の提案を行いながら、効果的な商品紹介のリード文・写真撮影、商品構成等の伴走支援を行う。

④自社HPの開設支援

小規模事業者の多くは自社オリジナルHPを持っておらず、商品・サービスの情報発信力が不十分であることが多い。そのような事業者に対して、オリジナルHP開設支援を行うことにより、新たな販路の拡大につなげる。また、必要に応じて専門家を活用し、効果的なHPやPR動画を作成することにより、来店客数増加・取引先拡大・売上増加を達成する。

⑤県内外展示会への出展支援

地区内の観光関連事業者を対象に、旅行を企画する旅行会社などへの販路開拓を目的とし、東京ビッグサイトで開催される「ツーリズムEXPOジャパン」への出展を支援する。また、地区内において、付加価値の高い商品やサービスの提供を行っている小規模事業者を対象に県内外で行われている各種展示会・商談会等の情報提供を行うとともに、出展事業者に対する支援を実施する。支援対象事業者は、地元農産品を活用し食品加工品を製造している事業者、地元木材を加工しデザイン性の高い木工品製品を製造している事業者などである。なお、展示会への出展は、準備や

当日の人員確保などハードルが高いと感じる小規模事業者も多い。また、事前準備と振り返りを十分に行わないと、ただ出展しただけになって効果は薄い。出展前の準備から終了後の振り返りまで支援することで小規模事業者の継続的な支援につなげる。

○予定している展示会

「ツーリズム EXPO ジャパン」

「ツーリズム EXPO ジャパン」は、「世界のツーリズムをリードする」総合観光イベントとして、観光業界はもとより様々な産業関係者が「観光」を軸に集結し、国内・海外・訪日の観光復興、持続可能な地域の発展を目指すとともに、参画する事業者各々が発展成長して社会的価値を高めていくために、知見共有や議論をする機会、ビジネスの場としての展示会や商談会、一般消費者向けのプロモーション、ダイレクトマーケティングなどを行っている。2020年度における出展社数は、全国47都道府県、30か国・地域、285企業・団体、来場者数24,174人の規模で開催されている。

「群馬県商工会連合会「美味しい群馬再発見！ビジネス商談会」

群馬県の名産品、物産品を幅広く群馬県内外へ販路開拓することを目的として開催される。商談会は事前アポイント型で、出展事業者がバイヤー席で商品の優れた点や商品の評判等を説明する。また、出展事業者のテーブル(展示ブース)が用意され、バイヤーとのフリー商談のほか、出展事業者同士のフリー商談が行われる。

⑥商工会 HP による情報発信

当商工会 HP に地区内の小規模事業者の事業情報を掲載し、新たな取引先や新たな顧客の獲得を進める。事業者の簡単な業務を紹介するとともに、上記で作成した HP とのリンクを設定し、新たな需要を呼び込む。必要に応じて専門家を活用し、効果的な HP や PR 動画を作成することにより、来店客数増加・取引先拡大・売上増加を達成する。

経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組み

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

毎年開催される総代会において事業の報告が行われているが、総代会出席者は商工会役員・会員・商工会職員と行政など一部来賓となっており、外部評価は行われていない。今後は、事業を客観的に評価し見直すため PDCA サイクルを回す仕組みを構築することが課題となる。

(2) 事業内容

経営発達支援事業を客観的に評価し見直すための PDCA サイクルを回す仕組みを構築する。具体的には、当商工会役員・中之条町観光商工課長・法定経営指導員等・外部有識者（税理士、中小企業診断士などの専門家）により構成された「協議会」を年度末に開催し、事業の評価および見直しを行い、次年度の事業計画に沿った目標を設定（P）。目標達成に向けた経営発達支援事業を展開し（D）、再度年度末に協議会にて事業の評価（C）および見直し（A）を行う。協議会の評価結果は役員にフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、商工会 HP に掲載することで、当地区の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

現在、群馬県商工会連合会が実施する参加が義務付けられている各種研修会において、各経営指導員が資質の向上に取り組んでいる。しかし、経営指導員の支援能力向上のみに重点が置かれ、その他の職員（経営支援員・記帳指導員）も含めた組織全体のレベルアップが意識されてい

ない。

経営指導員の知識の共有のための仕組みを構築するとともに、組織全体のレベルアップを図ることが課題となる。

(2) 事業内容

①外部講習会等の積極的活用

経営指導員及び一般職員の支援能力の一層の向上のため、中小企業庁が主催する「経営指導員研修」及び群馬県商工会連合会主催の各種セミナーに対し、計画的に経営指導員等を派遣する。当商工会では、年1回開催される「協議会」において、事業計画の策定件数の増加と、そのための支援能力の向上が指摘されているため、中小企業大学校が実施する「事業計画策定セミナー」への参加を優先的に実施し、支援力向上を図る。

②DX推進に向けたセミナー参加

喫緊の課題である地域の事業者のDX推進への対応にあたっては、経営指導員及び一般職員のITスキルを向上させ、ニーズに合わせた相談・指導を可能にするため、下記のようなDX推進取組に係る相談・指導能力向上のため、群馬県産業支援機構等の主催するDX推進関連のセミナーについても積極的に参加する。

<DXに向けたIT・デジタル化の取組>

ア) 事業者にとって内向け(業務効率化等)の取組

RPAシステム、クラウド会計ソフト、電子マネー商取引システム等のITツール、テレワークの導入、補助金の電子申請、情報セキュリティ対策等

イ) 事業者にとって外向け(需要開拓等)の取組

ホームページ等を活用した自社PR・情報発信方法、ECサイト構築・運用オンライン展示会、SNSを活用した広報、モバイルオーダーシステム等

ウ) その他取組

オンライン経営指導の導入等

③職員間定期ミーティングの実施

全職員(経営指導員・経営支援員・記帳指導員)が参加し、定期的(毎月1回)にミーティングを行う。ミーティングにおいて、経営指導員が、「小規模事業者の経営状況」「分析結果等支援状況」「IT等の活用方法や具体的なツール等についての紹介」などについて報告を行う。それらの情報や支援ノウハウの共有化を図ることにより、組織全体の支援力を強化する。また若手指導員はベテラン指導員との意見交換を通じ、経営指導のノウハウを習得する。

④OJT制度の導入

経営指導員の支援力を高めるために積極的にOJTの機会を設ける。巡回、窓口相談時において、必要に応じ、若手経営指導員は、ベテラン経営指導員とチームで小規模事業者の支援に当たり、指導、助言内容、情報収集方法等を学び資質を向上させる。

⑤支援力向上勉強会の実施

当商工会職員が全員参加する「支援力向上勉強会」を年1回開催する。勉強会は経営指導員が主導し、研修会や専門家への同行などにおいて習得した経営支援スキルや小規模事業者の事業事例などを発表し、組織全体のスキルアップを図るとともに支援スキルの共有化を推進し、経営発達支援計画の遂行に役立てる。また、必要に応じて勉強会に専門家を招聘し支援スキル向上に役立つアドバイスを受ける。

⑥情報のデータベース化

商工会基幹システムに事業者ごとの支援内容を詳細に入力する。商工会基幹システムは当商工会の職員であれば誰でも閲覧できるため、担当指導員が不在の場合でも事業者への対応が可能となる。また、効果のあった支援内容や注意すべき失敗事例については事業者情報をプリントアウトし全職員がいつでも活用できるよう共有化を進める。ファイル内容については毎年見直し、当商工会の支援ノウハウとして蓄積する。

1 1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

日常業務を通じて電話や商工会Webの伝言メモなどを使い職員間で横の繋がりを活かした情報交換を行っている他、商工会連合会における研修などの機会を捉えて他商工会の経営指導員や金融機関とも個別に支援ノウハウ等の情報交換に努めている現状にある。

しかしながら、このような形態では支援力向上には不十分なため事業者への効果的な支援には至っていない。

今後はこうした点の解決に向け、支援力向上のため他支援機関との情報交換会や研修会の実施に努め、得られた各種情報を基に事業者にフィードバックできるよう改善が課題となる。

(2) 事業内容

①吾妻地区6商工会（高山村商工会・東吾妻町商工会・長野原町商工会・草津町商工会・嬭恋村商工会・中之条町商工会）による情報交換会（年1回）

吾妻地区商工会職員による情報交換会を年1回（現状0回）開催する。その会合において、支援ノウハウ、支援の現状等の意見交換を行い、経営指導員の支援力向上に役立てる。

（吾妻地区商工会：高山村商工会・東吾妻町商工会・長野原町商工会・草津町商工会・嬭恋村商工会・中之条町商工会）

②経営改善貸付推薦団体連絡協議会（年2回）

日本政策金融公庫高崎支店国民生活事業と高崎支店地区支援機関（商工会・会議所）による「経営改善貸付推薦団体協議会」において、金融斡旋状況を中心とした現場レベルにおける様々な小規模事業者への支援実績や成功事例、手法などを紹介し、伴走型支援のノウハウ、支援状況等についての情報交換を行うことで、効果的な金融支援を行う。

③群馬県中小企業支援ネットワーク会議への出席（年1回）

群馬県、行政、県内商工会、商工会議所、中央会、群馬銀行、東和銀行、各信用金庫等が参加する中小企業支援ネットワーク会議へ参加する。各機関の成功事例において支援ノウハウを学ぶことや、ネットワーク強化へと繋がるため支援の幅を広げることが可能となる。参加者との支援ノウハウの交換を行うことで、支援力の一層の向上に努める。

地域経済の活性化に資する取組

1 2. 地域経済の活性化に資する取組に関すること

(1) 現状と課題

当地区においては「中之条町商工祭」「スパ・トレイル」「中之条ビエンナーレ」「まちなか5時間マラソン」をはじめとする各種イベントが開催されており、当商工会においても出展者支援などを通じて地域活性化に貢献している。しかし、このようなイベントは季節ごとに開催される一過性の事業となっており、地域経済の活性化策として有効に活用されていない状況となっている。

今後は、各種地域振興事業の開催を通じ、中之条町・地元企業・金融機関との情報交換を行い、地域経済の活性化について連携を深め、町の情報発信手段としての活用により当地区の独自性と求心力の向上を図ることが課題となる。

(2) 事業内容

①「中之条地区地域活性化検討会」の開催（年1回）

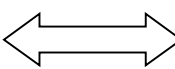
地域経済の活性化を図る土台作りとして「中之条地区地域活性化検討会」を年1回開催する。当検討会は、中之条町・地元企業・金融機関・専門家等で構成され、検討会においては、当地区で開催される各種イベントの有効で継続的な活性化策について検討を行う。

②「中之条町商工祭」の開催（年1回）

当地区内で開催される商工祭は、地域内の商工業者が自社の製品やサービスを来場者に提供する地区内最大のイベントである。当商工会は、主催者としてその運営が円滑に行えるよう努めるとともに、他市町村及び地域住民と事業者の交流を図り、地域経済の活性化に役立てる。

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制																						
	(令和 6 年 4 月 1 日現在)																					
(1) 実施体制																						
経営発達支援事業の遂行は、経営指導員 1 名を長とし、「直接支援」(伴走型支援の実施)を経営指導員が担当し、「間接支援」(各種機関との連絡業務等)を経営支援員・記帳指導員が担当する。全職員が参加し毎月行われる「支援力向上会議」において「進捗状況の確認」「問題点とその改善方法の検討」を実施する。																						
<table><tr><td colspan="2">中之条町商工会</td></tr><tr><td>会長</td><td>1 名</td></tr><tr><td>副会長</td><td>2 名</td></tr><tr><td>理事</td><td>25 名</td></tr><tr><td>監事</td><td>2 名</td></tr><tr><td>事務局長</td><td>1 名</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td>1 名</td></tr><tr><td>経営指導員</td><td>2 名</td></tr><tr><td>経営支援員</td><td>2 名</td></tr><tr><td>記帳指導員</td><td>3 名</td></tr></table>	中之条町商工会		会長	1 名	副会長	2 名	理事	25 名	監事	2 名	事務局長	1 名	法定経営指導員	1 名	経営指導員	2 名	経営支援員	2 名	記帳指導員	3 名		中之条町 観光商工課
中之条町商工会																						
会長	1 名																					
副会長	2 名																					
理事	25 名																					
監事	2 名																					
事務局長	1 名																					
法定経営指導員	1 名																					
経営指導員	2 名																					
経営支援員	2 名																					
記帳指導員	3 名																					
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 7 条 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制																						
①法定経営指導員の氏名、連絡先																						
■氏名： 菌田昌之																						
■連絡先： 中之条町商工会 TEL 0279-75-2200																						
②法定経営指導員による情報の提供及び助言																						
経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。																						
(3) 商工会、関係市町村連絡先																						
①商工会																						
〒377-0424																						
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1																						
中之条町商工会																						
TEL : 0279-75-2200 FAX : 0279-75-2713																						
E-mail: info@nakanojo-shokokai.jp																						
②関係市町村																						
〒377-0494																						
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091																						
中之条町 観光商工課																						
TEL : 0279-26-7727 FAX : 0279-75-6562																						
E-mail: kankoushoukou@town.nakanojo.gunma.jp																						

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
・地域の経済動向調査に関する事業	100	100	100	100	100
・需要動向調査に関する事業	100	100	100	100	100
・経営状況の分析に関する事業	300	300	300	300	300
・事業計画策定支援に関する事業	500	500	500	500	500
・事業計画策定後の実施支援に関する事業	500	500	500	500	500
・新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事業	500	500	500	500	500
・事業の評価及び見直しをするための仕組みに関する事業	50	50	50	50	50
・経営指導員等の資質向上等に関する事業	50	50	50	50	50
・他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関する事業	50	50	50	50	50
・地域経済の活性化に資する取り組みに関する事業	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、県補助金、町補助金、全国連補助金、県連補助金、事業受託費、参加者負担金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携する内容
連携者及びその役割
連携体制図等